

令和4年5月26日

令和4年第3回  
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名等	頁
議案第29号	宮代町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第30号	宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について	3
議案第31号	宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について	5
議案第32号	工事請負契約の締結について	7
議案第33号	宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	8
議案第34号	令和4年度宮代町一般会計補正予算（第3号）について	9
議案第35号	令和4年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	10

## 議案第29号

宮代町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年5月26日提出

宮代町長 新井 康之

### 提 案 理 由

県内の医療機関において子ども医療費の現物給付が開始されること及び入院に係る助成金の支給対象を拡大することに伴い、宮代町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

## 宮代町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

宮代町子ども医療費支給に関する条例（昭和48年宮代町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「15歳」を「18歳」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 現物給付 次条に規定する対象者が健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局等で一部負担金の支払いを求められず、町が対象者に代わって医療費を当該医療機関等に支払うことをいう。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定による対象のこどもの医療費の支給期間は、通院に係るこどもの医療費については対象のこどもが15歳に達する日以後の最初の3月31日まで、入院に係るこどもの医療費については対象のこどもが18歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

第5条第2項中「対象のこどもが、町長の指定する医療機関等で医療を受けた」を「埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宮代町子ども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日より前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

## 議案第30号

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年5月26日提出

宮代町長 新井 康之

### 提 案 理 由

県内の医療機関において重度心身障害者医療費の現物給付が開始されることに伴い、宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和50年宮代町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「受給者が町長の指定する医療機関等で医療を受けた」を「埼玉県内の医療機関等が現物給付(対象者が健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局等で一部負担金の支払いを求められず、町が対象者に代わって医療費を当該医療機関等に支払うことをいう。)を実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日より前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

議案第31号

宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年5月26日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

県内の医療機関においてひとり親家庭等医療費の現物給付が開始されることに伴い、宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例  
宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年宮代町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「受給者が、町長の指定する医療機関等で医療を受けた」を「埼玉県内の医療機関等が現物給付（対象者が健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局等で一部負担金の支払いを求められず、町が対象者に代わって医療費を当該医療機関等に支払うことをいう。）を実施する」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日より前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

## 議案第32号

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名   | 宮代町役場庁舎空調機入替工事                                      |
| 2 | 施 工 箇 所 | 宮代町役場庁舎内  |
| 3 | 履 行 期 限 | 令和5年1月31日   |
| 4 | 請 負 金 額 | 6,600万円   |
| 5 | 請 負 業 者 | 埼玉県北葛飾郡杉戸町内田二丁目8番16号<br>株式会社 茂田工業所 杉戸本社<br>代表 茂田 泰典 |

令和4年5月26日提出

宮代町長 新 井 康 之

### 提 案 理 由

宮代町役場庁舎空調機入替工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものである。

議案第33号

宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を宮代町教育委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 瀧ヶ崎隆司
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和4年5月26日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

現教育委員会の委員の瀧ヶ崎隆司氏を引き続き教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第34号

令和4年度宮代町一般会計補正予算（第3号）について

令和4年度宮代町一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和4年5月26日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

新型コロナウイルスワクチン4回目接種の実施及び民間保育所新設に伴う民間社会福祉施設整備事業費補助金の交付等に伴い、令和4年度宮代町一般会計予算に3億744万7,000円を追加し、総額を114億6,664万2,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第35号

令和4年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

令和4年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年5月26日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

マイナンバー連携に係る介護保険システムの改修に伴い、令和4年度宮代町介護保険特別会計予算に42万1,000円を追加し、総額を31億5,497万円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。